

## 戦傷病者相談員・戦没者遺族相談員についてお知らせします

美郷町を担当する戦傷病者相談員・戦没者遺族相談員は下記のとおりです。戦傷病者相談員・戦没者遺族相談員は生活上の問題や利用可能な福祉制度に関する相談、各種年金や給付金に関する相談などに応じています。お気軽にご相談ください。

戦傷病者 相談員	氏名	かね こ けん いち 兼子 賢一
	居住地	湯沢市皆瀬
	電話番号	0183(46)2139(相談員勤務先)

戦没者遺族 相談員	氏名	くま がい よし お 熊谷 良夫
	居住地	美郷町鐘田
	電話番号	0187(84)1477

※任期は令和7年9月30日までです。

**問** 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

## おやこふらっと広場事業へ参加しませんか

毎月第4土曜日に満3歳から小学校3年生までのお子さんとその保護者の方を対象に、親子で参加できる子育て支援の事業を行います。ぜひ、親子でご参加ください。  
※参加を希望される方は申し込みが必要です(先着10組までとなります)。

事業内容◆節分工作をしよう

日時◆1月27日(土) 午前10時～午前11時30分

会場◆美郷町住民活動センター(畑屋字街道東)

申込期限◆1月20日(土)

受付時間◆午前9時～午後5時(月曜日休館)

**申** NPO法人みさぼーと(美郷町住民活動センター内) ☎0187(84)4922

**問** 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

## 農政課

## 美郷町循環型農業土づくり応援事業

「特別栽培米」「美郷推進作物」「美郷ブランド作物」「大豆」いずれかの作物を栽培するために、堆肥「美郷の大地」を購入し、施用を行った農業者等に対して、購入費(税抜額)の一部を助成します。

**対象**◆令和5年1月から12月の期間に堆肥「美郷の大地」を購入し、交付対象水田に施用の上、**対象作物**を作付けして出荷販売した町内農家(農業法人・集落営農組織含む)

補助率◆3分の1以内 ※千円未満切り捨て

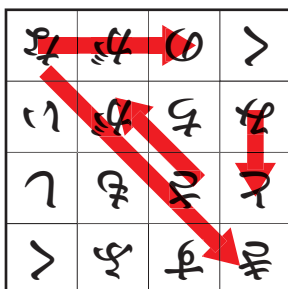
上限額◆10アール当たり5,000円

申請期限◆1月31日(水)

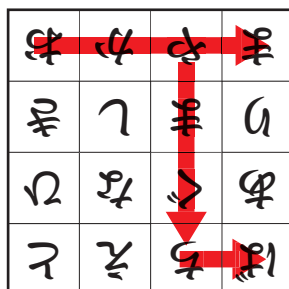
提出書類◆・堆肥「美郷の大地」の購入費が確認できる領収書等  
・対象作物の出荷販売が確認できる出荷証明書等

**申・問** 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

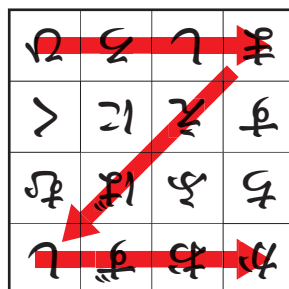
④みと(水戸市/茨城県)  
なかの(長野市/長野県)  
ながさき(長崎市/長崎県)  
さが(佐賀市/佐賀県)



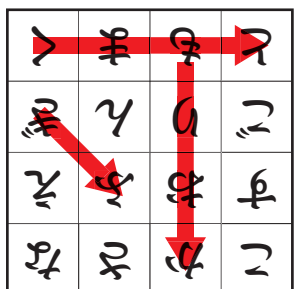
③ちば(千葉市/千葉県)  
おかやま(岡山市/岡山県)  
やまぐち(山口市/山口県)



②まえばし(前橋市/群馬県)  
しずおか(静岡市/静岡県)  
ひろしま(広島市/広島県)



①もりおか(盛岡市/岩手県)  
さぶ(岐阜市/岐阜県)  
>まもと(熊本県/熊本県)



知っ得iあんしん「認知症予防」の答え

## 農業・漁業経営フォローアップ資金について

夏期高温の影響で生産に支障があった農業者等を対象に、経営再建のために必要な資金を融資機関が無利子で融資する制度です。  
**対 象**◆町が被害認定した農業者等 **貸付利率**◆無利子  
**貸付限度額**◆個人500万円、法人2,500万円  
**償還期限**◆10年以内(うち据置期間3年以内)

そ  
の  
他

- ①実際の融資限度額は、被害認定額から減収を補うために受け取る共済金や補助金などの諸対策金額を除いた金額です。
- ②本資金の取り扱いは、令和6年3月末までです。
- ③詳細は町農政課またはお近くのJA等の金融機関へお問い合わせください。

## 食品加工研修会①「漬物の基本」を開催します

6次産業である農作物の加工品「漬物」について基本から学びます。現在漬物販売している方や、これから漬物販売を考えている方も一緒に勉強しませんか？

**講 師**◆秋田県総合食品研究センター  
**定 員**◆10名 (定員に達し次第締め切り)  
**申込方法**◆申込期限までに下記へお申し込みください。

すべての回に参加しなくても可。

	開催日時	会 場	申込期限
第1回	1月31日(水) 午後1時30分～午後3時	美郷町役場 第2庁舎201会議室	1月24日(水)
第2回	2月予定「漬け方・試食」(仮)	未定	第2回、第3回は後日広報美郷でお知らせします
第3回	3月予定「漬物の実習」(仮)	未定	

**問** 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908  
 美郷町6次産業化推進協議会

## 森林環境譲与税の用途を公表します

国から譲与される森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに関する費用に充てることとされています。ここでは、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」第34条第3項の規定に基づき、美郷町における森林環境譲与税の用途を公表します。

■美郷町への譲与額(令和4年度) 888万4千円

### ■美郷町における用途

平成31年4月1日に森林経営管理法が施行されたことを受け、美郷町では森林経営管理制度に基づく意向調査を実施するための費用および森林経営管理事業で間伐を実施するための費用、松くい虫防除対策業務を実施するための費用に活用しました。

### ■森林環境保全基金の取り崩しについて

令和4年度譲与額に対する事業費の差額100万円については、森林環境保全基金を取り崩して活用しました。

譲与税充当事業	内 容	事業費
森林経営管理制度に基づく意向調査および経営管理権集積計画策定	委託料(経営管理権集積計画策定、意向調査)	561万円
森林経営管理事業	委託料(間伐業務)	222万2千円
森林病虫害防除事業	委託料(松くい虫防除対策業務)	205万2千円
合 計		988万4千円

**問** 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

## 美郷町ホームページをご利用ください!

行政サイト



最初にこのページが表示されます



美郷町観光情報公式サイト



たくさんアクセスしてね!



<https://www.town.misato.akita.jp>

秋田県美郷町